

## 千葉県衛生研究所 情報

**Health 21**

この情報誌は、公衆衛生に関する身近な話題、情報をお知らせするものです。

## ———目 次———

◎ 地方衛生研究所の法定化について

企画・精度管理室 江沢 健一

**地域保健法が改正され、地方衛生研究所が法定化されました****地方衛生研究所の役割**

地方衛生研究所は、地域保健行政を支え、公衆衛生に寄与する公的な試験研究機関です。昭和23年の地方自治法の改正により、都道府県に地方衛生研究所設置要綱(以下、要綱。令和5年廃止)が策定されたことで全国に衛生研究所が設置されました<sup>\*1</sup>。

**地方衛生研究所の機能強化(平成)**

平成6年の地域保健法の改正により「地域保健対策の推進に関する基本指針」が策定されると、地方衛生研究所は保健所の機能強化に伴って「科学的かつ技術的に中核となる機関」として位置づけられ、地域保健行政の中心を担う保健所業務をより高度な検査技術と科学的な根拠に基づく検査結果によって支援し、公衆衛生に寄与する機関としての役割を果たすことが要綱に明記されました。

平成9年にその要綱が全部改正され、地方衛生研究所の機能強化を目的に行政検査の精度管理や公衆衛生に関する地方拠点として以下の4つの機能が定義されました。

1. 調査研究：行政施策の裏付けとなるエビデンス(evidence:根拠、証拠)の構築
2. 試験検査：精度が担保されている行政検査の実施
3. 研修指導：科学的・技術的中核機関としての活動と人材育成
4. 情報発信：公衆衛生情報の収集・解析・

**発信**

これら4つの機能は千葉県衛生研究所においては以下のとおり運用されています。

**1. 調査研究<sup>\*2</sup>**

検査法の開発やこれまでに得られたデータ(結果)の解析等、研究者は公衆衛生に寄与できるテーマを決め、研究課題とします。研究課題は、所内→健康福祉部内[→外部専門家(重点課題のみ)]の評価を受け、「妥当」と認められた後に研究に着手します。研究内容によっては疫学倫理審査委員会の承認を受けるなどの手続きを経ます。全ての研究課題は着手前の「事前」、着手後の「中間」、研究終了の「事後」においてそれぞれ報告を行い、その都度評価を受けます。

**2. 試験検査**

法律や国の通知に基づいて検査項目ごとに標準作業書を作成し、検査手順を可視化することで誰もが同じ検査を実施でき、同じ結果が出せるよう検査精度を高めています。定期的に手技確認の訓練や研修を実施し、また、外部の研修や精度管理事業に積極的に参加することで客観的評価による検査精度の確保に努めています。

**3. 研修指導**

衛生行政に係る業務に必要な知識や検体の取扱い、検査手技や検査精度の向上を目的とした県内の保健所職員研修の他、

市町村や事業体など関連機関に対する講義・実技の研修を年間計画に従って実施しています。

#### 4. 公衆衛生に係る情報の収集・解析・発信<sup>※3</sup>

前出の要綱の全部改正(平成9年)にある「公衆衛生に関する地方拠点としての業務実施」として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年制定)」の第16条(情報発信)の規定により所内に「千葉県感染症情報センター」を設置し、県内の感染症の発生動向をまとめた週報を発行しています。また、健康寿命や保健衛生に係る調査研究や千葉県における自殺の統計の集計結果をホームページで公開しています。

広報活動としては年1回発行している年報や千葉県衛生研究所情報 Health21(本紙。平成18年度～)の発行及びホームページ公開や公開講座(平成18年度～)や仁戸名セミナー(平成30年度～)のイベント開催(令和5年現在、休止中)、県教育委員会が主催する「千葉県夢チャレンジ体験スクール」(平成18年度～)への参加など、さまざまな媒体を利用しながら展開しています。

### 地方衛生研究所の法定化(令和)

令和4年12月に地域保健法が改正され、地方衛生研究所の機能が自治体の義務として法的に位置付けられました。調査研究や試験検査等を実施する自治体の機関は「地方衛生研究所等」と規定されました。法的な位置づけが明確化されたことで新たに自治体単位で地方衛生研究所の体制整備・強化が行われることになり、そのために必要な1. 国の機関や他の地方衛生研究所との連携強化、2. 人材育成のための実践型訓練の実施、3. 各自治体の予防計画との整合性を確保した健康危機対処計画の策定などが健康危機管理体制として定められました。

#### 1. 連携強化

当所は地域保健法で定めた保健所機能を有する地方公共団体が設置する衛生研究所と衛生試験所(特別区や中核市)で組

織された「地方衛生研究所全国協議会(以下、地全協)」に加入しています。地全協は全国85機関(令和5年現在)が加入しており、全国規模又は6つに分かれた地域ごと、あるいは国の関係機関と連携して様々な会議や研修を開催し、情報交換・意見交換を行っています。

#### 2. 実践型訓練の実施

大規模な感染症流行を想定した実践型訓練の実施が定められました。平時から有事へ移行した場合の対応を本庁や保健所、関係機関のそれぞれの役割を確認して連携を図り、次なる感染症に備えることを目的としています。

#### 3. 健康危機対処計画(感染症)の策定

千葉県を含めた各自治体では、社会的に大きな影響を与えかねない健康危機事案一特に感染症について予防計画や基本指針などを策定しています。これに沿う形で、地方衛生研究所における健康危機対処計画の策定が新たに定められました。感染症発生時からパンデミック(感染爆発)発生時、収束までの各段階における検査体制を人材・物資も含めて管理・運営していくことを目的としています。

### おわりに

法定化で新たに定められた内容もありますが、今後も衛生研究所が保健衛生行政における科学的かつ技術的な中核機関として公衆衛生に寄与する地方拠点の役割を果たしていくことに変わりはありません。新型コロナウイルス感染症のように現代においても新たな病原体や物質が発見されています。それらの検出方法や対処方法を探り、解明し、解決へと導く一先人たちがしてきたように一その繰り返しが衛生研究所の歴史といえます。テクノロジーの発達によって微量な成分を検出し、遺伝子レベルで病原体が検出できる機器が登場していますが、これら最新機器を操作するのはやはり人の手です。科学的な根拠と知見に基づいた研究・検査を行っていくことができる人材育成を行っていくことも私たちに課せられた大切な使命だと考えています。

千葉県衛生研究所が誕生して70年余り。今後も関係機関と連携しながら、理念に掲

げた「県民の健康と安全を支える」機関として次なる時代へ進み続けます。

(企画・精度管理室長 江沢 健一)

※1 全県に地方衛生研究所が設置されたのは昭和35年。千葉県衛生研究所の沿革はHealth21No.32「70周年を迎えて～衛生研究所の沿革～」でご確認いただけます  
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/shuppanbutsu/documents/health21-32.pdf>

※2 千葉県衛生研究所ホームページから  
課題評価（平成25年度～）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/hyouka/eiseikenkyu2.html>

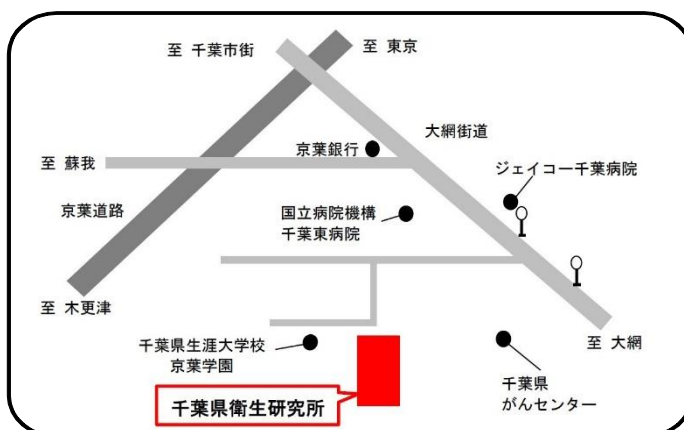
衛生研究所疫学倫理審査委員会

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/shingikai/shinsa.html>

※3 千葉県衛生研究所ホームページから

Health21No.33 疫学特集より感染疫学研究室の業務紹介、健康疫学研究室の業務紹介

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/shuppanbutsu/documents/health21-33\\_2.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/shuppanbutsu/documents/health21-33_2.pdf)



Health21 No.35  
千葉県衛生研究所情報 2024. 11. 7 発行  
編集・発行:千葉県衛生研究所  
事務局:企画・精度管理室  
260-8715 千葉市中央区仁戸名町 666-2  
TEL:043-266-6723 FAX:043-265-5544

千葉県衛生研究所ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/>

千葉県感染症情報センターホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/>